

名古屋市教育委員会定例会

平成 24 年 9 月 5 日
午前 9 時 30 分
教育委員会室

議 案

- 第56号議案 「教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価」について
第57号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
第58号議案 平成25年度 名古屋市立幼稚園園児募集要項について
第59号議案 名古屋市指定文化財の指定について

出席者

三 林 久 美 委員長
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員 25 名

(三林委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、第 56 号議案「『教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価』について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山企画経理課長)

さる 7 月 25 日に協議題としてご協議いただきました。そして 8 月 23 日には知見委員会議を開催し、有識者のみなさまのご意見をいただいたところです。今回は最終報告書の案としてまとめました。

まず前回までのものに記述を加えたところがございますのでご説明いたします。

24 ページをご覧ください。施策 6-1「特別支援教育」です。今後の方向性の欄の二つ目の○ですが、特別支援学校において、とりわけ高等部への入学希望者が年々増加していることから、施設の狭あい化が課題となっています。このことを踏まえて、教育環境の整備が課題となっている、という認識を文章として加えました。

27 ページをご覧ください。施策 6-2「いじめ・不登校」です。いじめに関しては大津の事件以降の状況を踏まえ、知見委員会議でも各委員からご意見をいただいたと

ころです。このことを受けまして、今回、今後の方向性の欄に三つ目の○に教育委員会のいじめ問題に関する認識を加えました。

このほかあらためて全体の文章を精査し、より適切な表現となるように若干の修正を加えたところです。

次に知見委員会議でいただいたご意見についてご説明いたします。

70 ページをご覧ください。会議では教育委員会として行った点検評価に対し、外部の知見委員のみなさんからご意見をいただきましたので、その内容を「第2章 学識経験者による評価」と題し、施策の基本的方向性ごとに要点筆記としてとりまとめました。6 人の委員の方から、さまざまな意見をいただきましたが、33 件について 71 ページから 75 ページにかけて記載いたしました。

施策の基本的方向性 4「教育関連制度の改革・改善」については、ご意見がございませんでした。これらのご意見については、教育委員会の点検評価とともに、今後教育振興基本計画の推進に当たりまして参考にしていくべきもの、と考えています。

なお、この事務の点検評価の報告書については、9 月下旬を目途に議会に報告するとともに、名古屋市のホームページや市民情報センター等において市民に公表する予定です。

説明は以上です。

(三林委員長)

それでは、説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

(野田委員)

知見委員さんには第2章に目を通していただいているのですか。

(小山企画経理課長)

ご本人には特に確認をしていません。ご本人のご意見のご趣旨を簡潔にまとめましたが、基本的にはそのまま正確に記載しています。

(三林委員長)

前回からの変更箇所についても、ご質問等はよろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、第56号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第57号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐野施設計画室長)

第 57 号議案は、2 件の通学区域の変更についてご審議いただくものでございます。

まず 1 件目は、東区東白壁小学校の通学区域から山吹小学校の通学区域に変更するものでございます。

別紙参考図 1-1 をご覧ください。現在、東白壁小学校の通学区域となっております黄色に着色した部分を、山吹小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

次に参考図 1-2 をご覧ください。黄色に着色した部分の詳細図になります。

この地域は、市道によって町内が分断されており、以前から住民ならびに関係町内会において、地域内の各種連絡や資源収集など諸般において不便をきたしておりました。そのため、地元から通学区域変更の要望があったものです。

なお、現在、この区域に中学生以下の子どもはおりません。

施行日といたしましては、自治会活動の実情に合わせ、平成 24 年 10 月 1 日を予定しております。

また 2 件目は、緑区熊の前小学校の通学区域から徳重小学校の通学区域に変更するものでございます。

別紙参考図 2 をご覧ください。現在、熊の前小学校の通学区域となっております黄色に着色した部分を徳重小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

この地域は、現在、熊の前小学校の通学区域となっておりますが、徳重東部土地区画整理事業区域として、隣接する徳重学区の一部と一体で整備されているところです。土地区画整理事業区域の大部分が徳重学区のため、今後土地が分譲され、人の居住が始まった後は、区域全体で徳重学区として活動すると考えられるため、地元より通学区域変更の要望があったものです。それに伴い中学校については、神の倉中学校から扇台中学校へ変更となります。

施行日といたしましては、平成 25 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、第 57 号議案につきまして、ご説明させていただきました。ご審議を賜りますようお願いいたします。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんか。

私から一つ質問いたします。熊の前の方ですが、面積の大部分が徳重の方にあるので徳重の方に、ということですが、地図上でみると 56 号線の道路がありますが、そこをまたいで通学する、ということはいかがでしょうか。長い目で見ると大きな道路が一つの境目になることもあるかと思いますが、面積以外に徳重側に入れる理由はあるのでしょうか。

(佐野施設計画室長)

参考図 2 をご覧いただきますと、徳重小学校はかなり広い範囲の学区になっています。すでに 56 号線を渡って通学している状況もあり、地域の方とお話をしても、この点について特にご指摘はありませんでした。

もう一点理由としては、通学区域の変更は学校規模の適正化の観点もございまして。現在

熊の前小学校がかなり大規模な学校で、徳重の方はそれほど大規模な学校ではありませんので、その点も勘案いたしました。また、もともと地域の要望も徳重学区へ、ということでした。

(三林委員長)

今後の学校規模の適正化も見据えた上でも、また地域の方も徳重で、ということだったんですね。

(古川委員)

参考図 1-2 ですが、黄色の部分を変更するのですが、その北側の金城学園の校舎のところは残るんですね。いっそのことこの道路に沿って変更しようとはしないのですか。合理的に考えるとその方がいいと思うのだけど。

(佐野施設計画室長)

ご指摘の点については、今回この市道で学区変更する、ということは私たちも考えました。地域にもお話をさせていただいたのですが、金城学院の方は両方の学区とお付き合いがあるということで、現状のままにしてほしい、ということでした。金城学院さんがどうのこうのということはないのですが、地元の希望は現状のままで、ということでしたので見送りました。

(古川委員)

こういうものは誰も困るわけではないからすっきりした方がいいと思いますけどね。

(三林委員長)

よろしいですか。他にご意見もないようですので、第 57 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第 58 号議案「平成 25 年度 名古屋市立幼稚園園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(森教職員課長)

平成 25 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項につきましてご説明申し上げます。

一番後ろの「概要」をご覧ください。

3 歳児と 4 歳児の募集を行うものですが、基本的には希望者の多い 3 歳児の募集人員を増やし、希望者の少ない 4 歳児の募集を減らす、というものです。

3 歳児については 685 人、昨年度に比べて 75 人の増です。4 歳児については 550 人、昨年度より 75 人の減です。このような変更でございます。

3 歳児につきましては、第二幼稚園、鳴子幼稚園の 2 園において、学級増を考えています。1 学級 25 人で募集していましたが、2 学級 40 人募集といたしました。他の報徳幼稚園など 11 園、1 学級のみ募集をしている園につきましては、従来 20 人の募集としていたところを、各 5 人増の 1 学級 25 人募集といたしました。

また、第三幼稚園におきましては 2 学級 50 人募集をしていましたが、応募の実態に応じて 2 学級 40 人としました。

一方 4 歳児につきましては、減にしていく考え方として、第二、大幸、鳴子幼稚園について、3 歳からの進級者が今まで 20 人であったのが、25 人となり、4 歳児は 35 人を定員とするクラスが 2 クラスありますので、新たに 4 歳での募集を 5 人減の 45 人とします。二城幼稚園、桶狭間幼稚園では、3 歳からの進級者が 25 人であったのが、40 人となるため、4 歳での募集を 15 人減としております。また、第一、第三、楠西、春田幼稚園におきましては 1 学級の定員を 35 人から 30 人に変更することに伴い、募集数が、第一、第三でそれぞれ 10 人、楠西、春田でそれぞれ 5 人減となりました。

以上を総計しまして、4 歳児の合計募集人員は昨年比 75 人減の 550 人となっております。

応募の実態に合わせて、3 歳児を増やし、4 歳児を減らす形になっています。

補足といたしまして、昨年度の募集時に、4 歳児学級を 1 学級減としました、猪高、大高幼稚園につきましては、学年進行に伴い 5 歳児学級が各 1 学級減となります。

次に、「2 日程」でございますが、応募期間は 10 月 9 日(火) から 10 月 12 日(金)までの 4 日間とし、入園選考は 10 月 16 日(火)、17 日(水) に実施いたします。この日程につきましては、昨年とほぼ同様でございます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(服部委員)

3 歳児については、園によって 20 人学級と 25 人学級ができるということですか。

(森教職員課長)

その通りです。基本的には 1 学級の園については 20 人としてきた定員を 25 人とし、2 学級の園については 20 人+20 人の 40 人としています。

(三林委員長)

全体的には、4 歳児の定員が 3 歳児に移動した、ということですね。

(森教職員課長)

募集人員については、3 歳児の入園希望が多く倍率も 1 倍を超えています。残念ながら入れなかった方もいらっしゃる実態がありますので、3 歳児を増やしました。4 歳児は昨年度の募集でも倍率が低い状態ですので、4 歳児を減らしました。

(三林委員長)

結果として、これで入ることのできる園児が増える、ということですね。

(野田委員)

市民のニーズに応じて 3 歳児を増やすのは大変いいことだな、と思います。ただ、4 歳児よりも 3 歳児の方が手がかかりますので、施設や人員面で是非配慮をしていただきたいと思います。

(森教職員課長)

人員については現状の人員で可能な範囲で 3 歳児を増やして 4 歳児を減らすようにしています。また、施設的に学級数を増やすことが無理なところなどについては現状のままです。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第 58 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(森教職員課長)

なお、9 月 6 日（木）に記者クラブへ資料提供させていただきますので、それまではこの件につきまして、ご配慮をお願いいたします。

(三林委員長)

それでは、第 59 号議案「名古屋市指定文化財の指定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(桜井文化財保護室長)

第 59 号議案についてご説明させていただきます。

この議案は、「鍋屋上野浄水場旧第一ポンプ所」及び「東山配水場旧計量室」について、名古屋市指定有形文化財として指定することをお諮りするものです。

指定の種別は「建造物」、員数は「旧第一ポンプ所」・「旧計量室」とともに各 1 棟、所

在場所は「旧第一ポンプ所」が千種区宮の腰町の鍋屋上野浄水場内、「旧計量室」が千種区田代町の東山配水場内、所有者はいずれも名古屋市で上下水道局が所管するものでございます。

次のページをお開きください。1 ページから 7 ページにかけて、名古屋市文化財調査委員会からの答申書の写しを添付しております。名古屋市文化財調査委員会には本年 3 月 26 日に諮問し、7 月 31 日に答申をいただきました。

8 ページをお開きください。8 ページから 11 ページにかけて答申の概要などと施設の写真を添付しております。

両施設とも、創設期の名古屋市上水道施設として、大正 3 年に竣工したもので、現在は稼働しておりません。

「旧第一ポンプ所」は、木曽川河川水を犬山市で取り入れた後、春日井市にある鳥居松沈殿池を経て鍋屋上野浄水場でろ過した水を、市内に配水する東山配水場の配水池に送るポンプのための建屋でございます。

また、「旧計量室」は配水池から市内へ配水する際、配水管の流量を計るメータを収納するための建屋でございます。

指定の理由といたしましては、両建物ともに、名古屋市の創設期の上水道施設として、竣工時の外観をほぼ維持しており、市内で現存する煉瓦造建造物として希少であること、でございます。

本日、お認めいただけましたら、指定日につきましては、明日 9 月 6 日（木）とし、告示を行います。あわせて、市政記者クラブへの資料提供を予定しております。

以上、第 59 号議案について、ご説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（永井委員）

このような指定による、修繕料などメリット、デメリットを教えてください。

（桜井文化財保護室長）

指定の効果ですが、メリットとしては、修繕などに補助金が出ます。現在はだいたい 50% 程度の補助が出ます。ただ、デメリットとしては、建物に何かするにしてもすべて許可が必要となります。

（古川委員）

補助金はどこから出るのですか。

（桜井文化財保護室長）

教育委員会から出ます。

(早瀬教育次長)

ただし、今回の案件は名古屋市の所有のもので、上下水道局に補助はしません。民間のものについては半分程度補助をしますが、市の局間での補助はありません。

(古川委員)

支出の窓口が教育委員会になるのですか。

(桜井文化財保護室長)

そうではなくて、民間のもので修繕をされる場合は、例えば 100 万円の修繕に 50 万円くらいの補助をしますが、市のものへの修繕については管理をする局が全額行いますので、教育委員会から支出はありません。

(三林委員長)

私の知る限り、このような議案はそんなになくて、最近では揚輝荘だと思いますが、あれは名古屋市のものでしょうか。他に民間のものはありますか

(桜井文化財保護室長)

揚輝荘は名古屋市のもので、興正寺は民間でした。

(三林委員長)

なかなか珍しい議案ではありますね。

他にご意見もないようですので、第 59 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

午前 10 時 2 分終了